出雲市下水道排水設備指定工事店処分要領

（趣　　旨）

第１条　この要領は、出雲市下水道排水設備指定工事店規程(平成 31 年出雲市上下水道局企業管理規程第 35 号。以下「規程」という。）第 2 条第 2 号に規定する指定工事店（以下、「指定工事店」という。）に対し、規程第 10 条第 2 項に基づく指定工事店の指定の取り消し（以下「指定の取消し」という。）又は指定の効力の一時停止（以下「指定の停止」という。）等を行うに当たり、その事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

（調査、報告等）

第２条　下水道管理課長は、指定工事店が規程第 10 条第 2 項各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、その事実関係を調査する。

2 下水道管理課長は、前項の調査において指定工事店による違反の事実が認められたときは、当該指定工事店に対し、直ちに違反を是正するよう指示するとともに、てん末書の提出を求める。

3 下水道管理課長は、当該違反の事実が処分に相当すると認めるときは、指定工事店違反行為等報告書（様式第１号）を作成し、出雲市下水道排水設備指定工事店審査委員会(以下「委員会」という。)の委員長に報告する。

（文書による注意又は警告）

第３条　下水道管理課長は、前条第 1 項の調査において確認した違反の事実が処分すべきものには至らないが、違反の再発を防止するための措置が必要であると認めるときは、当該指定工事店に対し、文書による注意又は警告を行うことができる。

（意見陳述のための聴聞の手続）

第４条　委員長は、第 2 条第 3 項の報告を受け、当該違反の事実が処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、当該処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための聴聞の手続を行う。

2 聴聞の実施に当たっては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書（様式第２号）により通知する。

3 聴聞は、下水道管理課長が主宰する。

4 下水道管理課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書（様式第３号）及び処分案を作成し、委員長に報告する。

5 その他意見陳述のための聴聞の手続に関しては、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)及び出雲市行政手続条例(平成 17 年出雲市条例第 7 号)に定めるところによる。

6 聴聞に関する事務は、下水道管理課において処理する。

（委員会の開催）

第５条　委員長は、聴聞の終結後に委員会を開催し、当該指定工事業者に対する処分について審議する。

2 委員長は、審議結果を書面により上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）に報告する。

（審査基準）

第６条　前条の審議を行うにあたっての基準は次のとおりとする。

（１）　違反行為等が悪質であり、かつ故意又は重過失による場合は、原則として指定の取消しとする。

（２）　（１）に該当しない場合は、指定工事店の処分基準（別表第１）とし、指定の停止を行う。

（３）前号の規定にかかわらず、指定の停止を行おうとする期間が、過去３年間の指定停止期間と併せて１年を超える場合は、指定の取消しとする。

（処分の決定）

第７条　第５条の報告において、当該違反の事実が処分に相当すると委員会が認めるときは、管理者は、当該報告に基づき処分を決定する。

2 管理者は、前項の決定をしたときは、当該指定工事店に対し、処分決定通知書（様式第４号）により通知する。

3 前条第２項の報告において、当該違反の事実が処分すべきものには至らないと委員会が認めるときは、管理者は、必要に応じて、下水道管理課長に第３条の措置をとるよう指示する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和　７年　４月　１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

指定工事店の処分基準

処　　分　　要　　件	停　止　期　間
（無届工事等） 1　管理者の確認（重要な変更の確認を含む）を受けずに工事を行ったとき。 （出雲市下水道条例第５条関連）	１ヵ月以上６ヵ月以内
（虚偽記載） 2　排水設備工事に当たり、排水設備新設等計画確認申請書、その他の提出資料に虚偽の記載をし、指定工事店として不適当であると認められるとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内
（工事完了届の遅延） 3　排水設備工事に当たり、工事完了後正当な理由なく５日以内に工事完了届が提出されないとき。 （出雲市下水道条例第７条関連）	１ヵ月以上３ヵ月以内
（名義の貸与） 4　排水設備工事に当たり、自己の名義で他人に施工させたとき。 （規程第６条関連）	１ヵ月以上３ヵ月以内
（施工監理） 5　排水設備工事の施工に当たり、専任の責任技術者に施工監理を行わせなかったとき。 （規程第６条関連）	１ヵ月以上３ヵ月以内
（完了検査不立会） 6　排水設備工事の完了検査に、責任技術者を正当な理由なく立ち会わせなかったとき。 （規程第１１条関連）	１ヵ月以上２ヵ月以内
（検査員指示不履行） 7　排水設備工事の完了検査の結果、不良と認められた箇所について定められた期限内に適正な改良を行わなかったとき。 （出雲市下水道条例第１６条関連）	１ヵ月以上３ヵ月以内
（届出） 8　規程第９条に規定する事項について、正当な理由なく30日以内に届出がなかったとき。 （規程第９条関連）	１ヵ月以上２ヵ月以内
（過失による粗雑履行等） 9　排水設備工事に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）又は工事成績（検査員からの通知による。）が著しく不良のとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内

（公衆損害事故） 10　排水設備工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内
（作業関係者事故） 11　排水設備工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内
（贈賄） 12　指定工事店の代表者等が、公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され有罪判決を受けたとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内
（不正又は不誠実な行為） 13　前各号に掲げる場合のほか、指定工事店として業務に関し不正又は不誠実な行為をし、指定工事店として不適当であると認められるとき。	１ヵ月以上６ヵ月以内

【様式省略】